

ともにあゆむ裁判 (南医療生協労災事件)の 署名にご協力ください

梅村紅美子さんが、2010年7月に南医療生協に対して、「2000年10月発症のうつ病は業務上のものであり、安全配慮義務違反を認めて、損害賠償を！」と裁判を起こして、2年半が過ぎました。

2010年11月には、南労働基準監督署の不支給決定を覆し、愛知労働局は労災認定の決定を下しましたが、南医療生協は、いまでもこの決定を認めず、「うつ病は、あくまで私病」という主張を続ける一方で、梅村さんが現在も受診している南生協病院の医療費は、労災保険から受け取っています。

こうした南医療生協の態度をより多くの人に知ってもらい、支援の輪を広げて、南医療生協を包囲するとともに、名古屋地方裁判所に対しても、公正な審判を求めるための署名にとりくんでいます。ご協力をお願いいたします。

目標 1 万筆を突破！ 勝利の日まで集め続けます

3月19日、裁判所へ新たに686筆を届け、裁判所宛ては11068筆になりました。目標としていた1万筆を超えてからも、全国から寄せられ続けています。

みなさんのあたたかいご支援に心から感謝します。

「なぜ、労働局が認めている労災を認めないのか」、「近頃南生協はおかしいと思っていたがここまでひどいとは」と怒りとともに支援の輪も広がってきています。

「南生協からは『南生協にクレームをつけて裁判をしている』と聞いていたけど、小集会で話を聞いて、南生協を思うからこそ裁判をたたかっている人だとわかった」との感想もいただいています。

ぜひ、裁判勝利にお力をお貸しください。

次の集約は5月11日(土)です
その後も裁判勝利まで署名はとりくみ続けます。

都道府県名	裁判所宛て	南生協宛て
北海道	106	108
青森県	22	20
秋田県	1	1
岩手県	8	8
山形県	6	6
宮城県	107	109
福島県	4	1
新潟県	189	191
群馬県	30	32
栃木県	5	5
茨城県	27	22
千葉県	61	52
埼玉県	122	124
東京都	305	299
神奈川県	110	115
静岡県	103	106
山梨県	1	1
長野県	54	60
富山県	16	8
石川県	12	13
福井県	34	27
滋賀県	47	49
岐阜県	354	348
愛知県	名古屋市	3874
	上記以外	3365
三重県	635	586
奈良県	74	83
和歌山県	221	224
大阪府	378	357
京都府	153	141
兵庫県	127	135
岡山県	63	63
鳥取県	74	83
島根県	17	13
広島県	115	114
山口県	11	12
香川県	9	9
徳島県	5	14
愛媛県	53	3
高知県	11	11
福岡県	82	81
佐賀県	1	1
長崎県	3	4
大分県	31	31
宮崎県	2	2
熊本県	25	25
鹿児島県	9	9
沖縄県	6	6
合計	11068	10726

《ともにあゆむ裁判Q & A》

署名を訴える中で、多くの人たちから出された疑問にこたえます。

Q.「梅村さんは、3000万円も退職金をもらって、笑顔で退職したそうだけど・・・」

A. 最近、あちこちでこのような話がされているようです。

ほかに、「夫の収入が少ないから、生活費の足しに裁判をしてる」とか、「梅村さんが裁判に勝ったら、賠償金は組合員さんの出資金から払われることになるから、あの裁判は間違いだ」とか、信じられないようなデマが流されています。

梅村さんがもらった退職金は500数十万円で、3000万というのは真っ赤なウソです。

なぜ退職してから5年もたってから「退職金3000万」という話が流れたのでしょうか？

昨年末、梅村さんの代理人は療養日数が増えていくにしたがって損害が増えていくことを主張し、その時点で3000数百万円の賠償を「追加請求」しました。

それは、南医療生協が、保管していないことなど考えられないような資料についても自分たちに不都合な資料は「見つからない」「廃棄した」などと言い逃れをしたり、梅村さんの裁判には全く関係のない産休、育休、病児保育などの制度をもって「安全配慮がされている」という反論をしたりして、するすると裁判を引き延ばしていることに対して、その分梅村さんの損害は大きくなっていくことを突き付ける意味もあつてのことです。

追加請求自体は法的根拠にのっとってされたものですが、それを利用して「3000万円ももらったのに」というデマが流されているのではないかと思います。

「損害賠償金が出資金から払われる」というのも、あされた話です。

そもそも、梅村さんのうつ病は労働局によってすでに「業務上疾病」と認定されており、うつ病発症後も安全配慮をしてこなかった南医療生協に責任があるのに、問題をすり替えようとするものです。

また、26億円もかけた病院リニューアル完成から、わずか2年5ヶ月で緑区へ100億円かけての新築移転を決め、返済計画には旧病院を10億円で売却としていたのに、結局買い手がつかず、多額の解体費用を出して旧病院を解体して更地にせざるを得ないほどの損益を出した南医療生協の常勤理事たちは、なぜその責任をまったく取らないのでしょうか？

それこそが、組合員さんたちの財産をどぶに捨てたようなものでしょう。

どんなにきれいな建物があっても、どんなに立派な設備があっても、そこで働く職員の質こそが医療の質につながるというのに、職員は使いつぶしておいて、その上労働局が認めている労災を認めないなんてことが「労災指定病院」として許されるのでしょうか？

裁判への支援の広がりを恐れて、デマを流すのではなく、職員がいきいきと働き続けられる職場にするためにも、まずは梅村さんの労災認定の事実をしっかりとめ原因究明・再発防止にとりくんでほしいと思います。



「ともにあゆむ裁判を支援する会」

〒459-8001 名古屋市緑区大高町字伊賀殿 12-1 鳴海サンハイツ 103

Fax 052-624-5997 E-mail tomoniyayumu_umemura@yahoo.co.jp